

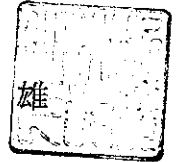
# 入札告示

札幌市告示第298号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

平成27年1月30日

札幌市長 上田 文雄



記

## 1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局土木部道路維持課事業係 電話 011-211-2632

## 2 入札に付する事項

### (1) 役務の名称

札幌駅前通地下歩行空間建築設備総合管理業務

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

### (4) 履行場所

札幌市中央区北4条西3丁目から大通西3丁目

札幌駅前通地下歩行空間

### (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

- (2) 平成 25・26 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」、小分類「電気設備保守業」「機械設備保守業」「消防設備保守点検業」のいずれにも登録されており、かつ、平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格認定書（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」、小分類「電気設備保守業」「機械設備保守業」「消防設備保守点検業」のいずれにも認定を受けている者であること。
- (3) 平成 25・26 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」として登録されており、かつ、平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格認定書（物品・役務）において、所在地区分が「市内」として認定を受けている者であること。
- (4) 履行の実績は、告示日を起点とした過去 3 年間に於いて、業務対象面積が 1 万 8 千平方メートル以上の建築物、又は、電力使用量が 600 万 kwh/年を超える施設の運転監視と設備保全等を一体的に行う維持管理業務の元請としての良好な履行実績（6 か月以上継続して履行しているものも含む。）を有すること。
- (5) 配置する業務総括管理者は、業務対象面積が 1 万 8 千平方メートル以上の建築物、又は、電力使用量が 600 万 kwh/年を超える施設で、建物設備保守業務において 10 年以上の実務経験と良好な履行実績を有していること、かつ、防火管理者の資格を有していることとし、本業務の防災センターに常駐として配置できること。
- (6) 各業務に従事する業務責任者は、それぞれの業務に必要な資格を有する者で、建物設備保守業務において 3 年以上の業務責任者又は業務副責任者としての良好な履行実績を有していること。
- (7) 本業務の仕様書に適合する受託体制を確保できる者であること。
- (8) エネルギーの使用の合理化に関する法律で定めるエネルギー管理士免状の交付を受けている者を社内に有すること。  
また、同法で定めるエネルギー管理員を業務従事者として配置できること。
- (9) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (10) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

## (12) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(4)、(5)、(6)及び(8)に定める資格について、次のとおり取扱う。

ア (4)に掲げる要件については、当該組合と組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)に係る契約実績の合計値とすることができる。

イ (5)、(6)、(8)及び仕様書に掲げる有資格者の要件については、当該組合と組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれかとすることができる。

## 4 入札説明書の入手方法

上記1の場所及び建設局ホームページ上で入手できる。(建設局ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/top/douro/nyuusatsu.html>)

なお、上記1の場所で交付する期間はこの告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

## 5 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

### (1) 日時

平成27年2月25日(水) 午前10時30分

### (2) 場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室

### (3) 入札書の提出方法

上記(1)(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。(送付及び電送による提出は認めない。)入札終了後、直ちに上記(2)の場所で開札を行う。

## 6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上

の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 有

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査

を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。